

めだか通信

2024年5月号

相田支部発行

4月18日(木)相田支部総会を開催しました。一部を紹介します。

参加者30人で会場が狭く感じるほど「こけんよ体操」。参加者みなさん、無理なくできる範囲でがんばりました。足のほぐしは少し緊張気味の空気が流れていましたが体操の段階になると笑顔が多くなり帰りには「よかった!」「ありがとう!」という声に坂本講師も満面の笑顔で返していました。皆さんの満足度がうかがえました。

週1回かもしくは2週間に1回、体操を続けることが転倒予防のコツ。やるかやらないかはあなた次第のようです。3人くらい集まってやりませんか。

定期的に複数人で開催すればDVDは貸していただけるようです。

あと、2023年度の取り組んだこと。2024年度頑張ること。会計報告。役員体制を参加者全員で確認しました。2024年度も力をあわせて相田支部のとりくみの成功を目指してみんなで頑張りましょう!!

☆参加者した組合員の声を紹介します。

・勉強になった!・班が作れたらいいな、班会にも来てもらえるかしら?・自分でできる身近なことなので良かった・優しく指導してくださりととても良かった・今まで体操は他にもしてみたけれど、足裏体操をここまで丁寧に指導を受けたのは初めてでした。



連絡先 082-879-8124 (健康まちづくりセンター今岡)

注意

契約内容をよく確認して!

ウォーターサーバーのレンタル契約

【事例】

スマホの機種変更のため、家電量販店内の携帯ショップに出向いた。スマホの話が終わると担当者が代わり、ウォーターサーバーの無料レンタルとミネラルウォーター(月額約3千円)の契約を勧められ、了承してしまった。

担当者が私のスマホから申し込み手続きをし、契約書は渡されていない。2か月間利用したがやはり必要ないので解約したいと思い、事業者に連絡すると、解約料が1万円を超えると知って驚いた。解約料の説明はなかった。

- ショッピングモールや家電量販店などで突然勧誘されウォーターサーバーのレンタル契約をしたが、解約すると予期せぬ高額な解約料が発生したという相談が寄せられています。
- ウォーターサーバーのレンタル契約は、サーバーのレンタル料は無料でも、実際は水を定期購入する契約です。あらかじめ決められた期間は、水の購入を継続しないと解約料がかかることがあるので注意が必要です。
- 契約金額の詳細も含め、契約内容や解約条件等もよく確認し、契約書は書面でもらうようにしましょう。
- 場合によってはクーリング・オフができる可能性があります。困った時は、一人で悩まず消費者生活センターにご相談ください。

※広島市消費生活センター ☎消費者ホットライン：188

何か相談したいことがあれば、

広島医療生協居宅介護支援事業所(☎879-1870)
又は、お近くの地域包括支援センターへご連絡ください。